

障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくり

を目指すための条例に関する意見照会結果について

1 条例の名称について

①共生社会とはだれとだれの共生なのか。最後までその議論がなされていない。

2 相談体制について

①専門相談員（県全域）と福祉圏域ごと公募による地域支援員（アドボケーター）の設置が必要である。

②地域相談員については、千葉県ではほとんど機能していないという実態を考えると、千葉県と同じように知的・身体相談員を地域相談員とするよりは、竹下委員私案（当事者をアドボケートする地域支援員）の方がいいのではないかと。こちらの案の方が今までの議論の内容に沿っていると思う。

③地域支援員の案は今までの議論も踏まえたもので、障害当事者に寄り添うという視点ではこちらの案の方がよりよいが、あまりに権利擁護的な側面が出てしまうとこの条例の範疇を超えてしまい、この条例で規定することができなくなるのではないかと。

④また、地域相談員・専門相談員の2層建てではなく、地域支援員と専門相談員が並列の関係となるため、専門相談員に負荷がかかりすぎ、更に人材確保が困難になるのではないかと。

⑤障害当事者であってもすべての人が差別を分かっている訳ではない。差別を受けていることを感じ、憤り等を抱え、さらけ出し、それでも社会の中で他の人と共に生きていきたいと願い、また、その差別が他の障害者には起きないように、当たり前で生きられる社会を願い、努力している者に一番見える。

3 生きづらさについて

①前文と社会モデルで生きづらさを広く捉えることができないか。

②県の責務に「前文の趣旨を踏まえて施策を推進する」などの文言を入れると生きづらさにもつながるのではないかと。

③前文に「これまで直接もしくは間接的に障害者に向けられた差別に加え、貧困、女性、老人、子供であることと複合的な状況をも差別と捉えて解決していくことが共生社会を築くうえで大切なことと考える」と規定してはどうか。

④滋賀県はあらゆる差別を許さない、差別とは何か、どういうふうにならぬ差別が起こっているのか県民に発信することが大切。知らないことから起こる差別を防ぎたい。

⑤滋賀県では精神をいち早く受け入れた歴史があり、福祉の土壌がある。障害のあ

る方を受入れ、地域で育ててきた。そして、それを行政も施策として実現してきた。そういった土壌がある滋賀県だからこそ条例をもってすべての生きづらさに対する理解について発信すべきではないか。

- ⑥たたき台の無関心・理解不足という言葉は生きづらさにつながる文言。前文に障害と認定されるまでにも大事な視点があるということを書き込む必要がある。
- ⑦「障害のある人間の尊厳を獲る」ということを出張しているのは、生きづらさ等を感じている人のことを考えていない事ではない。
- ⑧誰もが障害を有するまた障害者とみなされる可能性があることから、障害のある人だけの問題ではなく、現状では障害のない人も含めたすべての人の社会生活上の問題として捉え、障害のある人とない人とが共に学びあい、理解を深めあい、支えあう必要があることを基本理念で謳う。
- ⑨そのためには、特定の当事者を一方的に非難するのではなく、建設的な対話に基づいた差別のない共生社会を実現してゆくこと基本理念で謳う。

4 手話言語のあり方について

- ①早急に手話言語条例の作成委員会を設置し、聴覚障害当事者の要望に沿った作業をスピード感をもって推進すべき。
- ②「情報コミュニケーションに関する条例」「手話言語に関する条例」の2本を制定2本制定し、条例で規定するものと、施策で対応するものの振り分けを検討が必要。
- ③手話の普及促進は大切なことだが、点字、要約筆記などの他のコミュニケーション手段にも配慮し、一緒に必要性を位置づけていくことが重要ではないか。
- ④「物を言える人はいい」とか「言語にならないから別の条例が必要だ」というならば、生まれて一歩も歩くという経験がない人は歩く便利さやしんどさは分からないが、その人の苦悩は他の人には解らない。しかし、今はそんなにバラバラに言っている時ではない。障害者のことを障害者や福祉とは全く縁のなかった人達に説明をして理解者になってもらわなければならない時なのだ。

5 条例制定後の進め方として

- ①条例の実効性を高めるためには、当事者だけでなく、周囲の者への働きかけや、意識改革をしていく必要がある。
- ②圏域で研修をして啓発をするなど、条例ができた後の具体的な活用の手法を考える必要がある。条例ができた後にしっかりと啓発等を行わないといくらしっかりした条例を作っても意味がない。
- ③障害者差別解消法ができたからと言って「何が差別か」が性急にわかるはずがない。分からないから条例を作り、何が差別か、どんなことが不均等待遇でどうすれば合理的配慮ができるのかを社会に周知する必要がある。